

『古今和歌集』の成立過程（下）

——前詔、後詔の時期を中心に——

平沢竜介

五

さて、以上述べてきたように前詔が昌泰元年の朱雀院女郎花合が催された直後に下されたとすると、後詔が下された時期は昌泰元年秋からある程度年月を経過した時期と推測されることになるが、それはいつであろうか。

『日本紀略』の延喜二年の条に、「三月廿日、於飛香舍有藤花宴。」という記事が存在し、『河海抄』宿木所引の「延喜御記」には、その藤花宴に関する次のような記述が認められる。

飛香舍有藤花宴事

延喜二年三月廿日御記曰此日左大臣於飛香舍藤花下有献物事左大臣執献物称菅根献御贄可為作御息所宣司別当也而後列座藤花下盃酒数巡後左大臣殊仰右大将令献題目飛香舍藤花和歌則左大臣置御硯匣奉手跡匣暫献横笛和琴其横笛箱是承和逢物（真本間）耳酒盃同、拳群臣酩酊管絃歌舞乱、召敦固親王備前介忠房令吹笛暫給緑群臣有差

また、『西宮記』（卷八、臨時宴遊）の藤花宴にも、この藤花宴に関する以下のような記録が存在する。

延喜二三廿、於飛香舍「御」覽藤花、左大臣献物、給御厨、子所「次」供御膳、「次」王卿侍臣着座、公卿御下、侍臣花下「次」大臣貢御本、笛、硯、琴「等」、入管、「次」給紙筆献序御弹琴、大臣奏唱哥、召所楽器奏樂、大臣太鼓、忠房笛、「次」御平座、大臣舞、中宮被出銀籠二捧、付藤、花事了賜緑、

橋本不美男はこれらの記事より、この「藤花宴」は「記録的にみて内裏で行われた最初の藤花宴」であるとし、

規模からみて公宴の形態であり、王卿侍臣の参加をみているので、密宴ではなく晴の曲宴であることは確かと思われる。これは後代の藤花の宴から逆に考えても、『源氏物語』（宿木）にみられる「藤壺に、うへ渡らせ給ひて、藤の花の宴させ給ふ……おほやけわざにて、あるじの宮（女二）の、仕うまつり給ふにはあらず、上達部・殿上人の饗など、内蔵寮より仕うまつれり」の叙述からも諒解できると思われる。また『新古今集』によれば御製もある。『拾遺集』による藤原国章は『拾遺抄』（雑部上）によると蔵人とあるほかは

未詳であるが、『新千載集』入集の藤原敏行は晩年で従四位上右兵衛督、『三条右大臣集』による藤原定方は、この時点では従五位上左少将で二十八歳であった。従って、この藤花の宴は、公卿砌下・侍臣花下と座次が指定されているように、相当数の列座のもとに催されたと考えられる。(中略)宇多朝の公宴においては、賦詩と同題で和歌が詠まれた形跡があるが、和歌のみの公宴はなく賦詩が主体であった。それ以前においても、光孝朝の年中行事孟冬旬に「奏和琴、作和歌」はあったが、それ以外は公宴に和歌が附随して詠まれた例もきわめて少なく、勿論詠歌を主体としたものは全くない。また、題目は「飛香舎藤花和歌」であるから、賦詩のことは全くなかったものと思われる。(中略)『西宮記』所引の不知記によれば、藤花の宴の宴座をおわって、平座に移行している。普通平座は略儀の宴遊で、天皇の出御はないのが建前であるが、「次御平座」と記されているので、そのまま簾中に居られたのであろう。いわば二次会にそのまま移行したわけである。この際にも「大臣舞」とある。この藤花の宴を一貫して、献物・唱歌(御製の講師にあたる)・太鼓・舞と、左大臣時平の大奉仕といおうか、あるじも向けの活躍がめだっていることも注目すべきであろう。

と指摘し、さらに、

前述したように公宴で詠和歌が主体であったのは、この期まで日本紀竟宴等特例を除いてまったくない。後宮における曲宴である花宴であっても、主体は賦詩管弦であった。しかしながら、賦詩と同題で、いわば平座において和歌が詠まれることは、宇多朝からのその例がおおくなってきた。この延喜二年三月二十日の曲宴は、後宮において催され、あるいは飛香舎においてははじめてであるかも知れ

ない。また天皇の臨御を得ているが、恐らく女御穩子のためを中心^マに企画されたものであろう。しかも、前述の推定の如くすれば、はじめの藤氏にちなむ藤花の宴である。これらの点から、新しい曲宴形式を考え、文人を呼ばず、賦詩に適さない皇妃および近侍する女房達のために詠和歌を主体としたのであろう。従って、歌題は当座であり簡単なものであった。しかしながら序もあり、賦詩の公宴に準じていることは前述したとおりである。これらの企画者は、左大臣時平を中心とする撰閔体制をのぞむ藤氏勢力であったと考えられる。これらから考えると、平座における宇多皇太夫人温子の捧物も、宴の意義・目的と天皇・時平・温子との関係からすれば当然といえよう。(中略)藤花宴は詠和歌・管弦を主体とし、賦詩のない^マはじめての曲宴であり、かつは後宮で催された晴の公宴でもある。曲宴は撰閔勢力下では後宮でも催されたが、元来、皇妃・女房が中心の後宮では賦詩は適当ではない。特殊の目的もあつて、飛香舎で藤花の宴が催され、詠和歌が主体の曲宴となった。かつては御朝の和歌が天皇と皇妃の間に交され、また皇妃・女房達の贈答和歌の場であった後宮に、晴の曲宴が開かれ、藤花宴によって晴の和歌が詠まれるようになった。(中略)この延喜二年三月二十日飛香舎藤花宴により、後宮に晴の歌が詠まれはじめたことは、和歌史的に注目される現象と思われる。

とする。

後宮という場で催されたにせよ、王卿侍臣が相当数出席し、かつ和歌のみによる公的な宴が催されたということは、和歌に公的な地位が賦与されたことを意味しよう。この藤花宴は、橋本が「左大臣時平の大奉仕」と評したように、時平の主導によって催されたものであることを考慮す

ると、時平が和歌による勅撰集を撰進するに当たって、その正当性を宮廷に知らしめるといふ意図のもとに催したのではないかと推測される。

既に述べたように、時平は道真とその門下の実務官僚の勢力を削ぐと、寛平末年以降、勅撰和歌集の編纂事業を推進してきた。寛平四年（延喜元年）に道真は失脚し、時平による支配体制が確立したにもかかわらず、時平は一旦開始した和歌による勅撰集編纂の事業を断念することはなかった。延喜二年に催された藤花宴は、昌泰元年に催された「朱雀院女郎花合」以降、時平の参加が確認される唯一の和歌に関する催しであり、しかもその主催者は時平である。勅撰和歌集の編纂作業がいよいよ本格化するこの時点において、賦詩を伴わない和歌を主体とした公的な宴を催すことで、時平は和歌の公的な性格を広く貴族社会に認知させ、和歌による勅撰集編纂を正当化しようとしたのではなからうか。醍醐天皇が撰者達に二度目の詔、すなわち後詔を下したのは、この藤花宴が催された直後のことと想像される。

ところで、延喜二年三月二十日に藤花宴が催され、その直後に勅撰集撰進に向けて二度目の詔、すなわち後詔が下されたとすると、藤花宴が開催される以前に既に四人の撰者から撰集の資料となるべき歌が提出されていたことになる。『古今集』巻十九に収められた貫之の「古歌奉りし時の目録のその長歌」は前詔で求められた古歌を献上した際、それに付けて奉られた長歌と想定されるが、その末尾の箇所を引用すると、

八千草の 言の葉ごとに すべらぎの おほせかしこみ 卷々の 中に
尽すと 伊勢の海の 浦の潮貝 拾ひあつめ とれりとすれど
玉の緒の 短き心 思ひあへず なほあらたまの 年を経て 大宮
にのみ ひさかたの 昼夜わかず 仕ふとて かへりみもせぬ わが
やどの 忍ぶ草生ふる 板間あらみ 降る春雨の 漏りやしぬらむ

となつており、長歌末尾の本文は「わがやどの 忍ぶ草生ふる 板間あらみ 降る春雨の 漏りやしぬらむ」という表現で締め括られている。この最末尾の表現に認められる「春雨」は、実際に古歌を提出した際の季節の気候を表現していると考えられることから、貫之が『万葉集』に入らぬ古歌と自らの家集を提出したのは、延喜二年の春一月初めから藤花宴が催された三月二十日以前ではなかったかと推測される。前詔は勅撰和歌集を編纂することを目指して四人の撰者に同時に下されたものであることを考慮すると、それぞれの歌人が『万葉集』に入らない古歌と自らの歌を収めた資料を提出したのは、ほぼ同時期と想定される。すると、他の撰者達も貫之が古歌と家集を献上したのと同ほ同時期、すなわち延喜二年の一月初めから三月二十日以前の間、古歌と家集を献上したと想定される。

『貫之集』には、

延喜御時やまとうたしれる人をめしてむかしいまの人のうた
てまつらせたまひしに、承香殿のひんかしなるところにてうた
えらせたまふ、夜ふくるまてとかういふほとに仁寿殿のもの
桜の木にほと、きすのなくを聞しめして、四月六日のよなりけ
れは、めつらしかりおかしからせ給てめし出てよませたまふに
たてまつる

ことなつとはいか、鳴けん郭公こよひはかりはあらしとそきく
という歌が収められている。⁶⁾この歌は詞書によると、和歌に堪能な人々から古歌や近年の歌を献上させて、「承香殿のひんかしなるところ」で撰集が始められた四月六日、たまたま「仁寿殿のもの桜の木」で郭公が鳴いたのを帝が珍しがって、貫之をわざわざ召し寄せて歌をよませた時の歌ということになる。「こよひはかりはあらしとそきく」という貫

之歌の表現からすると、この歌の詠まれた日は後詔を承け撰者達が「承香殿のひんかしなるところ」に初めて参集し、勅撰和歌集の編纂に取りかかった日と考えられる。このことから、後詔による『古今集』の編纂作業が始められたのは、某年の四月六日となるが、撰者達が『万葉集』に入らない古歌とそれぞれの家集を提出したのが、延喜二年の一月初めから三月二十日以前の間とすると、後詔による『古今集』の編纂作業は延喜二年の四月六日に始められたことになる。

先に検討したように、前詔による撰者達の献歌が行われたのが延喜二年一月初めから藤花宴が催された同年三月二十日以前、藤花宴が催されたのは同年三月二十日、その後後詔が下されたとすれば、延喜二年四月六日に「承香殿のひんかしなるところ」に撰者達が集められ、勅撰和歌集の編纂のための会合が初めて開かれたということになり、一連の事柄が行われた日程の流れは自然で、何ら矛盾を感じさせない。

なお、『古今集』巻十九に貫之の「古歌奉りし時の目録のその長歌」に続いて収められる壬生忠岑の「古歌に加へて奉れる長歌」には、

(前略) かくはあれども 照る光 近き衛りの 身なりしを 誰かは秋の 来る方に 欺きいでて 御垣より 外の重守る身の 御垣守 長々しくも おもほえず 九重の なかにては 嵐の風も 聞かざりき 今ば野山し 近ければ 春は霞に たなびかれ 夏は空蝉 なきくらし 秋は時雨に 袖を貸し 冬は霜にぞ 責めらるる

(後略)

という表現が認められる。この忠岑の長歌は、直前に置かれた貫之の長歌同様、前詔段階で古歌を提出した際詠まれたものと考えられるが、右に引用した長歌の一節で、忠岑は自らの勤務部署が内裏に近い近衛府から内裏の外に移されたことを嘆いている。これは忠岑が右近番長から右

衛門府生に遷任せられたことを示すものである。右近衛府が大内裏の中にあるのに対し、右衛門府は大内裏の外に位置していた。とすると、前詔段階では忠岑は大内裏の外に勤務していたことになり、撰者たちが前詔に依りて『古今集』編纂の資料として古歌や自らの歌を献上する以前は、まだ撰者達全員が内裏の中で仕事をしていただけではなかったことになる。こうした事実と先に引用した『貫之集』の詞書と歌を勘案すると、撰者達全員が内裏の中の「承香殿のひんかしなるところ」に集まって撰集の作業を始めたのは後詔が下された後であったことが確認される。

因みに、「承香殿のひんかしなるところ」は、『西宮記』『拾芥抄』に示されている内御書所と位置が一致する。内御書所という名称が初めて認められるのは、『北山抄』所引「延喜御記」延喜十五年正月二十一日条あたりであり、『西宮記』も延喜の初め勅命によって創始されたと伝えるが、先の『貫之集』の詞書で内御書所と記さず、「承香殿のひんかしなるところ」とされているのは、後詔による作業が開始された当初は、「承香殿のひんかしなるところ」はまだ内御書所と呼ばれておらず、編纂作業がある程度進んだ段階で内御書所と名付けられたことを示すのではなからうか。

『古今集』の編纂作業が行われた「承香殿のひんかしなるところ」が後に内御書所と呼ばれるようになったということは、それ以前から御書所で勅撰和歌集の編纂に向けた作業が行われており、御書所で行われた勅撰和歌集の編纂作業が、内裏の内の「承香殿のひんかしなるところ」で行われるようになったことから、「承香殿のひんかしなるところ」が内御書所と呼ばれるようになったのではあるまいか。また、後詔下命以前から御書所に勤務していた貫之が、御書所預という立場で内御書所で

『古今集』の編集作業に従事することになったのは、後詔下命後の「承香殿のひんかしなるところ」での勅撰和歌集編集作業開始以前から、貫之が御書所で勅撰和歌集の編纂作業の準備をしていたことを示すのではなからうか。¹⁰⁾

ところで『貫之集』の詞書によると、四月六日「承香殿のひんかしなるところ」に集まった撰者達は、「はしめの日、よのふくるまでとかくいふあひた」とあるように、最初の日から夜が更けるまであれこれと議論をしたとあるが、その議論の内容は今後の編集方針であったと想像される。先にも述べたように、撰者達が「承香殿のひんかしなるところ」に集まって撰集の作業を始めたのは、後詔が下された後であり、それまで撰者達は一堂に会して話し合いの場を持つことはなかったと推測されるし、集められた歌を部類して歌集を編纂せよとの詔、すなわち後詔も受けてはいなかった。後詔によって勅撰和歌集を編集する指示が出されたことで、撰者達は漸く「承香殿のひんかしなるところ」に集まって編集方針を話し合う作業に入ることになったのであろう。

話し合って決めなければならないことは数多くあり、四月六日の会合だけでは全てを決めることはできなかったであろう。が、何回かの話し合いを経て、新しい勅撰和歌集の編集方針が順次決まっていってと推定される。歌集名は前詔で「『万葉集』」に入らぬ古き歌」とそれぞれの撰者の家集の提出が求められたことから、古歌と当時（今）の歌人の歌を資料とした和歌集、すなわち『古今和歌集』という名称がつけられたのではなからうか。また、前詔で古歌は「『万葉集』」に入らぬ古き歌」を集めるよう命じているが、このことは当時『万葉集』が勅撰和歌集と見做されており、新しい勅撰和歌集には既に勅撰和歌集に入っている歌は収載しないことが指示されたのではないかと想像される。とすると、前

例となる勅撰和歌集と見做される『万葉集』が二十巻であることから、『古今和歌集』も二十巻という構成になったと考えられる。

また、その他の決定されなければならない事項、例えば二十巻の歌集をどのような部立てで構成するか、収載する歌の配列はどのようにするか、歌、詞書、作者名等の表記はどのようにするか等々の問題も徐々に決定されていったのであろう。また、歌集の編纂を行う過程で、決定しなければならぬ方針や変更しなければならぬ方針も出てきたであろうが、そうした問題もその都度改めて方針が定められたのであろう。もちろん、これらの事項は、撰者達の一存で決定できるものではなく、その都度天皇の意向を伺う必要があったと考えられる。

六

先に前詔が下された昌泰元年以降に貫之が御書所に勤務するようになったのではないかと推測したが、勅撰和歌集を編纂するとなると四人の撰者が献上する家集に収められた歌のみでは不十分である。『古今集』の歌人を入集歌数の多い順に示すと、貫之九九首、躬恒六〇首、友則四六首、素性三六首、忠岑三六首、業平三〇首、伊勢二二首、敏行一九首、遍照・小町・興風・深養父一七首、元方一四首、定文九首、是則八首といった順になり、四人の撰者の歌が多いことは認められるが、それ以外に六歌仙時代から撰者時代にかけての歌人の歌がかなりの数採られている。これら撰者以外の歌人の歌は、貫之が御書所の勤務を命じられた時には既に御書所に収められていたかもしれないし、また収められていなかったとしたら、貫之はそれらの歌人の家集を収集し、勅撰集編纂の資料としたであろう。

また、『万葉集』をはじめ古歌を収めた歌集も既に御書所には存在したと思われるが、御書所に収められている以外の古歌も貫之は積極的に収集したと想像される。

『古今集』の仮名序には、

延喜五年四月十八日に、大内記紀友則、御書所預紀貫之、前甲斐少目凡河内躬恒、右衛門府生壬生忠岑らに仰せられて、『万葉集』に入らぬ古き歌、みづからのをも奉らしめ給ひてなむ。

と、『万葉集』の歌を除外した古歌を献上させたとの記述が存する。『古今集』に収められた千百首の歌の内、数首が『万葉集』に収められた歌と同一の歌であることが確認されるが、それ以外は全て『万葉集』に収められていない歌であり、新しい勅撰和歌集に『万葉集』に収められた歌をいれないという原則は、概ね守られていると考えてよいであろう。ただし、当時、漢字のみで表記された『万葉集』の歌を、当時の歌人達がどれほど訓み下すことができたであろうか。和歌を漢字で表記することは平安時代にも行われていたから、『万葉集』に収められた歌もある程度は訓み下すことはできたであろうが、全ての歌を正確に訓み下すとなると、それはかなり困難なことであつたと想像される。そうした状況の中で、『万葉集』に収められた歌の入集をほんの数首に抑えられたのはかなりの成果と言えるであろうが、そのような成果はどのようにしてなし得たのであろうか。

御書所に『万葉集』が収められていたことは容易に想像できる。だとすると、貫之が『万葉集』に収められた歌を訓読し、索引のようなものを作成して、自らが収集した古歌が『万葉集』に収められているか否かをチェックしたのではないかということが推測される。貫之が『万葉集』に収められた全ての歌を正確に訓み下すことができたとは考えがた

いが、かなりの数の万葉歌にある程度の訓を付けることができたのではなからうか。貫之がそのようにして訓み下した歌の索引のようなものを作成し、自らの収集した古歌が万葉歌か否かを判別していたということは十分にあり得ることだと思われる。また、貫之以外の他の撰者達が各自『万葉集』を所有していたとは考えがたいから、貫之以外の撰者達も、自ら集めた古歌を貫之にチェックしてもらっていたのではなからうか。

貫之はまた、自らが収集した古歌ををそのまま保管するだけでなく、撰集作業を迅速に進めるために、それらの和歌を分類する作業も行っていた。『古今集』巻十九に収められる貫之「古歌奉りし時の目録のその長歌」には、次のような一節がある。

天彦の 音羽の山の 春霞 思ひ乱れて 五月雨の 空もどろに
さ夜ふけて 山郭公 鳴くごとに 誰も寝覚めて 唐錦 龍田の山
の もみち葉を 見てのみしのお 神無月 時雨しぐれて 冬の夜
の 庭もはだれに 降る雪の なほ消えかへり 年ごとに 時につ
けつつ あはれてふ ことを言ひつつ 君をのみ 千代にといはふ
世の人の 思ひするがの 富士の嶺の 燃ゆる思ひも 飽かずして
別るる涙 藤衣 織れる心も 八千種の 言の葉ごと

(巻十九・一〇〇二)

こうした記述からすると、貫之が献上した古歌集には、春、夏、秋、冬、賀、恋、哀傷といった部類がなされていたと想像されるが、この部類の仕方は、その後『古今集』にそのまま踏襲されている。貫之と同時に古歌を献上した忠岑の「古歌に加へて奉れる長歌」は、我が身の不遇を訴えることを主としており、献上した古歌を分類したという記述は認められない。友則、躬恒が献上した古歌集に貫之のような分類がなされていたかどうか窺い知ることにはできないが、当時の歌合などでは、春、夏、秋、

冬、恋といった分類がなされる程度であったから、友則や躬恒が献上した古歌集に貫之が試みたような分類がなされていたとは考えがたい。前詔が下された時点から御書所に勤務していたと想定される貫之は、その時点から既に『古今集』全体をどのような部立てで構成するかということまで考えていたのであろう。彼は勅撰和歌集編纂を行う際、実務の中心を担うことを既に決められており、前詔が下された段階から新たな勅撰和歌集の編纂方針についても考えておかなければならぬ立場にあったのであろう。

寛平九年友則を少内記に任命した時点で、時平は既に友則に紹介された貫之の人となりについてかなりの知見を有しており、貫之の実務能力を高く評価していたのではなからうか。友則だけでは勅撰和歌集の実質的な編纂作業を行うことは難しい。しかしその配下に貫之を実質的な編集の責任者として置けば、勅撰和歌集の編纂も不可能ではない。そう考えて、時平は友則を後に大内記になすことも視野に入れて勅撰和歌集編纂の筆頭撰者とし、友則の庇護下にある貫之を勅撰和歌集編纂作業の実質的な責任者とすることを考えたのではなからうか。貫之が後詔が下される以前から御書所に勤務していたのも、時平の意向によるものと推測される。昌泰元年の女郎花合に友則が出席しなかったのは、友則は名目上筆頭撰者となるが、実際の業務は貫之を中心に行っていたこととする計画が既に固まっていたということもあったのかも知れない。

なお、先に述べたように、前詔による作業が、昌泰元年秋以降とすると、延喜二年の後詔開始まで三年以上の年月が経過したことになり、撰集の資料を集めるにはいささか時間がかかりすぎている感もあるが、献上された古歌が『万葉集』に収められているかどうかチェックするといふ作業を想定すると、そう長い時間とは言えないように思われる。また、

昌泰四年一月二十五日には菅原道真が太宰府に左遷されるいう大事件が起り、同年七月十五日に延喜と改元されるという状況の中では、その年の前年昌泰三年のうちに前詔による作業が終わっていたとしても、翌昌泰四年、すなわち延喜元年に、四人の撰者達がそれぞれの家集と彼らが集めた古歌を献上し、それに基づいて勅撰和歌集編纂の詔を出すことは困難であっただろう。

七

さて、後詔が下命され、撰者たちが「承香殿のひんかしなるところ」に集まって撰修作業を開始した延喜二年四月六日の時点にもう一度戻ってみよう。

延喜御時やまとうたしれる人をめしてむかしいまの人のうたたてまつらせたまひしに、承香殿のひんかしなるところにてうたえらせたまふ、夜ふくるまでとかういふほとに仁寿殿のものとの桜の木にほと、きすのなくを聞しめして、四月六日のよなりければ、めつらしかりおかしからせ給てめし出てよませたまふにたてまつる

ことなつはいか、鳴けん郭公こよひはかりはあらしとそきく詞書によると、この歌は後詔が下され、撰者達が初めて「承香殿のひんかしなるところ」に集まって勅撰和歌集の編纂方針について話し合っていた日の夜、四月六日であるにもかかわらず早くも郭公が鳴いたのを帝がお聞きになって、貫之を呼び出して詠ませた歌ということになる。このような状況で、帝が歌人達の中から一人を召して歌を詠ませるとするのなら、四人の撰者の筆頭である友則を召して歌を詠ませるべきであるの

に、なぜ貫之が召されて歌を詠んだのであろうか。この疑問に対する最も有力な答えは、四月六日の夜には友則は「承香殿のひんかしなるところ」には居なかつたというものであろう。もし、この日の集まりに友則が出席していたら、帝が四月六日に宮中で郭公の鳴いたのを珍しがつて歌を詠ませようとした時、まず友則を呼んで歌を召すはずである。しかし、右に示した詞書と歌からすると、この時帝に召されて歌を詠んだのは貫之である。詞書に「暮るるまで」とあり、当日の会議が長くなつたことから、友則が中座した可能性も考えられるが、「始めの日より、暮るるまでとかくいふ間に」という表現は、この四月六日の集まりが単なる顔合わせといつたものでなく、勅撰和歌集の編集方針といつた重要な問題が話される場であつたことを示しており、筆頭撰者の友則が途中で席を外すということは通常考えがたい。しかし、既に指摘したように、友則の立場は名目的な筆頭撰者であり、編集作業の実質的なリーダーは貫之であつたとすれば、この四月六日の打ち合わせの夜に友則が不在であつたことも理解できよう。友則は、この記念すべき勅撰和歌集編纂の最初の編集会議である四月六日の集まりに顔を出したであろうが、自らは実際の編集業務に関与しないため、編集方針等の実務的な業務に関しては、実質的な編集責任者である貫之に委ね、実際に編集作業をするこゝとなる三人の撰者たちを残して席を立つたのではなからうか。もちろん、友則は体調の不調などの理由で、この日の集まりに最初から参加していなかつた可能性も考えられる。先にも触れたように、貫之は既に御書所に勤務し撰集資料の整理等の作業に従事したと推定されること、詔の命に応じて古歌を献上した際に目録として付けた長歌の表現から、献上した古歌を春、夏、秋、冬、賀、恋、哀傷に分類していたことなど、他の撰者以上に撰集に深く関与し、また撰集のあり方に強い関心を示し

ている。これらのことを考慮すると、既に指摘したように、この時点以前から彼が撰集作業の実質的なリーダーとなることが決定されていたのではなからうか。

先にも示したが、『古今集』の歌人を入集歌数の多い順に示すと、貫之九首、躬恒六〇首、友則四六首、素性三六首、忠岑三六首、業平三〇首、伊勢二二首、敏行一九首、遍照・小町・興風・深養父一七首、元方一四首、定文九首、是則八首となる。筆頭撰者である友則に比して、貫之、躬恒の歌数が多いことが注目されるが、それと同時に貫之の九九首という歌数は、収載歌数で二位の躬恒の四〇首を大きく引き離しており、『古今集』全歌数の約一割を占める。これだけの数の歌を収めているということは、右に示した貫之が『古今集』編纂の実質的な中心人物であつたのではないかとの想定を補強する根拠となるのではなからうか。

なお、『古今集』には、次のような歌が収められている。

かんなりの壺に召したりける日、大御酒などたうべて、雨の
いたく降りければ、夕さりまで侍りてまかりいでける折に、
盃をとりて

つらゆき

397 秋萩の花をば雨に濡らせども君をばましてをしこそ思へ

とよめりける返し

兼覽王

398 をしむらむ人の心を知らぬまに秋の時雨と身ぞふりにける

兼覽王にはじめて物語して別れける時によめる

みつね

399 別るれどうれしくもあるかこよひよりあひ見ぬさきになにを恋ひ

まし

「かなりの壺」とは、後宮の殿舎の一つである襲芳舎のことで、内裏の西北隅にあった。右に挙げた歌は、貫之と躬恒が「かなりの壺」に召され、惟喬親王の子である兼覧王と初めて対面した時の感懐を詠じたものである。卑官の貫之や躬恒が宮中の襲芳舎で兼覧王と逢うことができたのは、彼らが勅撰和歌集の編纂のため宮中に伺候するようになってからと考えるのが妥当であろうから、これらの歌が詠まれたのは後詔の後、「承香殿の東なるところ」で、勅撰和歌集の編纂作業を始めて以後、つまり延喜二年四月六日以降のことと推定される。「秋萩」「時雨」といった語が詠み込まれているところから、延喜二年から延喜四年までのいずれかの秋に詠まれた歌であろう。

また、次のような歌もある。

かなりの壺に人々あつまりて、秋の夜惜しむ歌よみけるついでによめる

みつね

190 かくばかりをしと思ふ夜をいたづらに寝てあかすらむ人さへぞ憂き
白田甚五郎はこの歌の原型として西本願寺本『躬恒集』に収められる

延喜四年、かみなりの壺にて

飽くまでも今宵の月を見つつあらで寝て明かすらむ人の心よ

という歌を挙げる。もしこの歌が『古今集』190番歌のもとの歌であるとすると、190番歌は延喜四年の秋以降に詠まれた歌となる。

これらの歌以外にも、前詔で集められた歌以外に、後詔以降『古今集』の編纂作業に入った後に詠まれた歌も、『古今集』に収められることがあったと考えられる。特に、『古今集』の歌の配列は、きわめて精緻な構成を形成しており、そうした精緻な配列を構成するために、撰者達が新たに歌を詠んで配列を整えるといった作業がなされたことも十分想像

される。

八

『三十六人歌仙伝』および『古今和歌集目録』によると、延喜四年正月二十五日、友則は少内記から大内記に昇任している。その二年前、延喜二年に大内記であった小野美材が没しているにも関わらず、その後任には昌泰四年二月に大内記から叙爵して越前守に遷っていた三統理平が任ぜられ、友則は少内記に据え置かれた。もう一人の大内記は昌泰三年に大内記となった平中興である。この中興が延喜四年正月に叙爵し、遠江守に転出したことで、友則は大内記に昇任したのである。延喜二年といえ、四月六日から後詔による編纂作業が始まったばかりで、『古今集』完成にはまだしばらく時間がかかると考えられていた。しかし延喜四年になると、『古今集』は後一年ほどで完成という時期を迎えていた。『古今集』の筆頭撰者としては、少内記より大内記がふさわしい。勅撰和歌集撰進を企画した時平も、当然そのことは承知していた。寛平九年に四十歳まで無官であった友則を土佐掾、翌年少内記としたのは、将来勅撰和歌集が完成した際には、友則を筆頭撰者としてふさわしい大内記に就けようとの目論見があったことは既に指摘した。延喜四年に友則が大内記に任ぜられたのは、『古今集』の完成が間近に迫っており、友則を勅撰和歌集の筆頭撰者にふさわしい官職に就ける必要が生じたからである。

翌延喜五年四月十五日、『古今和歌集』は奏上された。ところで、『古今集』には、真名序、仮名序という二つの序文がある。一つの作品に二つの序文があるということは、きわめて異例なことである。『古今集』

はなぜ真名序、仮名序という二つの序文を持つことになったのであろうか。

真名序、仮名序のうち、先に書かれたのは真名序と考えるのが自然である。『古今集』以前の書物で序文を持つものは、全て漢文で書かれている。また、当時の公用文書は全て漢字で書かれていたから、勅撰集という公的な編纂物である『古今和歌集』の序は、漢文で書かれるのが当然と考えられていたであろう。とすると、真名序が書かれればそれだけでよいということになる。にも関わらず、真名序のときわめて類似した内容を持つ仮名序が存在するということは、真名序が書かれた後に仮名序が書かれたことを意味する。では、なぜ仮名序は書かれたのか。この点に関しては、真名序が書かれ奏上された後、天皇の命により仮名序が書かれたと推測する他にないように思われる。右に述べたように、序文は漢文で書かれるというのが当時の常識であり、撰者たちが独断で仮名の序文を書くということは考えがたい。従来の慣例を破って、仮名で序文を書くことを許可しうる人物ということになると、帝をおいて他にはない。もちろん、当時二十一歳であった醍醐天皇が独断で判断するとは想像できないから、当時補佐役として政治を主導していた藤原時平の口添えがあったことが想像される。時平は和歌を漢詩と同等、ないしはそれに近い公的文芸としようと思図していたから、勅撰和歌集に漢文の序文より、仮名の序文が付けられることを望んだのであろう。和歌集の序文が漢文で書かれるより、仮名で書かれた方が見栄えがいい。かつ、仮名で書かれる和歌に仮名で書かれた序文を添えれば、勅撰集全体が仮名で書かれることになり、仮名字で書かれる和歌というものの公的な性格がより強く主張出来る。時平はそのように考えて、勅撰和歌集の序文を仮名で書くことを帝に助言したのではないか。その結果、最初に書

かれた真名序をもとに仮名序が書かれることになったのであろう。現存する『古今集』の主要な伝本は、多くの伝本で仮名序が作品の前に据えられ、真名序は作品の後に据えられる、あるいは仮名序のみで真名序を持たないといった形で存在する。このような状況も、真名序、仮名序の成立過程を以上のように考えれば十分理解できるように思われる。

ところで、『古今集』の真名序は、『本朝文粹』によると紀淑望の作とされている。目崎徳衛が指摘するように、『本朝文粹』は詔や位記あるいは撰関大臣らの上表願文なども、みな実際の執筆者の氏名を掲げて集録しているのだから、淑望作というのも必ず内幕を伝えたもの」と考えるのが妥当であろう。^⑤ 紀淑望は紀長谷雄の長男で貫之と同じ紀氏ではあるが、血縁的には遠い。『古今和歌集目錄』によると、寛平八年二月に文章生となり、得業生を経て、延喜元年九月に对策に及第、同二年民部少丞、四年に大丞、『古今集』真名序を書いた翌年、すなわち延喜六年正月には従五位下に叙されるというように、『古今集』真名序が執筆されたとする時期前後は順調な昇進を遂げており、漢文の素養に秀でており、将来を嘱望された人物であったことは間違いない。しかし、勅撰集の序文を執筆することとなら、淑望よりも彼の父親の長谷雄のような当代一流の儒者がふさわしい。にも関わらず、なぜ淑望なのか。その理由の一つは、『古今集』撰進当時はまだ和歌が貴族社会において公的な文芸として十分認知されておらず、長谷雄のような高名な儒者に序文の執筆を依頼することができなかったということがあったということが考えられよう。また、真名序の内容を見ると、淑望一人で真名序を書いたとは到底考えられない。『古今集』の編集作業に全く加わっておらず、『古今集』の内容も十分に知らず、また歌人としてそれほどの作品を残していない淑望が、いくら漢文に優れているにせよ、単独で『古今集』

の序文を執筆しうるとは考えがたい。真名序の末尾に「時に延喜五年歳の乙丑に次る四月十五日、臣貫之等謹みて序す」とあることも考慮すべきであろう。このように考えると、淑望が真名序を執筆したにせよ、それは淑望一人で行ったものでなく、貫之と共同して行ったと考えるのが自然であろう。仮名序の作者が貫之であることは確実であり、その内容が真名序とほぼ同一であることも、貫之が真名序の執筆に関与していたことを示す有力な証左となろう。とすると、真名序の大体の執筆内容を提示したのは貫之であったであろう。貫之とて後に『新撰和歌』序を執筆していることから、全く漢文が書けなかったわけではあるまい。しかし、勅撰集の序文となると、彼の漢文の力量ではやや不安な部分があったのであろう。そこで貫之は、勅撰集の序文を執筆しうるほどの漢文能力のある人材が必要となった。しかし、貫之と相談するような形で序文を執筆するとなると、先にも述べた和歌が公的な文芸として十分認知されていなかったという理由の他に、貫之の提示する内容に従って漢文の序を執筆してくれる人物でなければならないという条件も加わることになり、当代一流の漢学者にその執筆を依頼することはできなかったのではなからうか。そこで貫之は何らかの縁故を頼って、淑望に真名序執筆の援助をお願い出たのではないだろうか。淑望とて、歌集の序文を執筆することにためらいは覚えたであろうが、序文の執筆者は表向き貫之となり、自らの名は表に出ないということならば問題は無いと考えて、貫之の真名序執筆を手伝うことを了承したのであろう。このようにして、まず『古今集』の真名序が執筆され、その後仮名序が執筆されたのであろう。真名序に記された日付は延喜五年四月十五日、仮名序に記された日付は延喜五年四月十八日になっている。『日本紀略』の延喜五年二月十五日条には「今日。御書所預紀貫之撰『進古今和歌集一部廿卷。』とあり、

『古今集』の奏上は延喜五年四月十五日と想定される。とすると、『古今集』が奏上された際、それに付されていたのは、四月十五日の日付を持つ真名序であったと推定される。それから三日後の日付を持つ仮名序は、『古今集』が真名序を伴って奏上された後、醍醐天皇の命によって改めて十八日に追加して奏上されたと考えられる。

仮名序を書くには、漢文の能力は必要とされないし、和文ならば貫之の得意とするところであっただろうから、仮名序は貫之が一人で執筆したと考えて間違いないだろう。仮名序の内容は、真名序とほぼ同一である。もちろん、真名序と異なっている部分もあるが、既に真名序の執筆に際して叙述する内容を様々に考え、淑望と相談してきた貫之であるならば、この程度の変更なら三日の間に修正して書き上げることは十分可能だったであろう。

こうして我が国最初の勅撰和歌集である『古今和歌集』が完成した。ただし、延喜五年四月に奏上された『古今和歌集』は、すぐには世に広まらなかった。というのも、現存する『古今集』の本文は、いずれも延喜五年以降に詠まれた歌が収められており、延喜五年以降に増補がなされた後、世間に流布したと考えられるからである。その間『古今集』は、宮中に保管され流布することはなかったと想像される。

九

延喜四年正月、友則は少内記から大内記に任命された。大内記の定員は二名であるが、友則が大内記に就任した時点におけるもう一人の大内記は、先に述べたように三統理平であった。『西宮記』によれば、理平は延喜四年二月に大内記であったことが知られ、『新国史』延喜四年八

月二十一日条に見える「延喜式序」の延喜五年八月時点の官位、延喜六年閏十二月十七日開催の「日本紀竟宴和歌」、延喜七年十一月十五日識の「延喜格序」、延喜八年の七月十四日の宣旨〔類聚符宣抄〕巻九・文章得業生試）などから、三統理平が延喜四年二月から同八年七月までの間、大内記の職にあったことは明らかである^⑤。

ところで、『本朝文粹』巻六所収の文室如正の「請殊蒙天恩因准先例兼任式部大輔状」に、「経文章生者、兼任件官例」として

藤原諸蔭 延喜五年任少輔本官大内記

という記載がある。大内記の定員が二名であり、三統理平が延喜四年から同八年まで大内記であったことは、既に見てきた通りであるから、もし、この記述が事実であるとすると、諸蔭は延喜五年に式部少輔に任命される以前に大内記となつてゐることになり、友則は諸蔭が大内記就任以前に大内記を退いてゐたことになる。また、『公卿補任』延喜十七年の三善清行の官歴によれば、清行は延喜五年正月十一日に式部少輔から式部権大輔に昇進している。式部少輔の定員は一名であるから、諸蔭は清行の後任として式部少輔となつたと考えられる。とすると、友則は延喜五年正月十一日以前に大内記を退いてゐたことになる。また、延喜五年正月以前に、友則が大内記を辞してゐたとするなら、『古今集』の撰者も辞退してゐたであろうことが当然推測される^⑥。

『古今集』真名序では「臣貫之等謹序」、仮名序では「貫之らがこの世に同じく生まれて」というように、貫之等と記す表現が認められる。勅撰集において「臣何某等」と記される場合は、その撰者中の最高位者の名を記すものであり、それ以外の人物が序文を執筆する場合は、「臣某上」というように、「等」といった表現を用いない。『古今集』仮名序、真名序において、「臣貫之等謹序」、「貫之らがこの世に同じく生まれて」とい

た表現が認められることは、延喜五年四月の時点において、貫之が筆頭撰者であったことを示すものであり、こうした表記からも延喜五年四月時点で友則が『古今集』の撰者を退いてゐたことが確認されよう^⑦。

ただし、延喜五年二月に行われた藤原定国の四十の賀の屏風に友則は歌を詠進しているおり、友則は延喜五年二月頃までは存命してゐたと考えられる。

また、『古今集』の哀傷の部に、

紀友則が身まかりにける時によめる

つらゆき

明日知らぬわが身と思へど暮れぬ間の今日は人こそ悲しかりけれ

(巻十六・哀傷・八三八)

ただみね

時しもあれ秋やは人の別るべきあるを見るだに恋しきものを

(巻十六・哀傷・八三九)

とあることから、友則が亡くなったのは秋と知られる。延喜五年正月十一日以前に大内記および『古今集』撰者を辞退してゐたこと、定国四十の賀以降友則に関する事績が認められず、彼が詠作したと思われる歌が見出せないこと、さらに友則が亡くなったのは秋であることなど勘案すると、友則は延喜四年頃から体調を崩し、延喜五年の秋に亡くなったのではないかと考えられる^⑧。

友則は延喜四年正月に大内記に任命されたが、四十歳まで無官であり、前詔が下されたと想像される時点で催された「朱雀院女郎花合」に参加せず、延喜二年の四月六日に「承香殿のひんかしなるところ」で初めて開かれた撰者達の会合の夜に友則が不在であることなどから、友則は病弱であつたため撰集開始時点から名目的な筆頭撰者であり、実際には貫之が撰集作業で中心的役割を果たしてゐたのではないかと推測した

が、だとすれば友則の撰者辞退は撰者たちにとつて悲しい出来事ではあったが、撰集作業に大きな影響を与えるものではなかったと推測される。『古今集』真名序、仮名序はともに、「爰に、大内記紀友則、御書所預紀貫之、前甲斐少目凡河内躬恒、右衛門府生壬生忠岑等に詔して、各家の集並びに古来の旧歌を献せしむ」〔延喜五年四月十八日に、大内記紀友則、御書所預紀貫之、前甲斐少目凡河内躬恒、右衛門府生壬生忠岑等に仰せられて、『万葉集』に入らぬ古き歌、みづからのをも奉らしめ給ひてなむ〕と「大内記紀友則」を撰者の筆頭に記すが、これは撰進事業の開始時点において、筆頭撰者であった友則に敬意を表すとともに、勅撰和歌集の筆頭撰者にふさわしい大内記という官職を極官とする人物を撰者名の最初に置くことが強く意識されたからではなからうか。

なお、西本願寺本『躬恒集』に、

延喜六年六月廿一日壬生忠岑日次贄使としてかとのかわのにへ
とのにあり、みつね官旨かひのつかひとしてた、みねかかへら
むとする、このうたをおくる

と、むれとと、めかねつもおほみ川井あせきをこえてゆくみつのこと
という歌があることも注目しなければなるまい。⁽²¹⁾ 躬恒は『古今和歌集目録』によれば、「延喜七年正月十三日任^二丹波権大目^一御厨」とあることから、この歌を詠んだ延喜六年には既に御厨子所に出仕していたと推測される。この贄殿は、『拾芥抄』(中末・宮城)に、

贄殿。在^二内膳中^一、有^二別当藏人、預、納、大宰^一、及諸国所^レ進御
贄納、備^二供御^一給所納、御厨子所也、

とあるように、御厨子所と関係が深いから、躬恒が葛野川の贄殿に赴いたのも、御厨子所の職務によると見てよい。一方、忠岑が任ぜられた日次贄使とは、『西宮記』(巻一〇裏書)の

御厨子所例云、寛平九年七月四日、始定四衛府小鮎日次御贄、左兵衛子辰右兵衛西^巳左衛門寅^午右衛門亥^未(者)、今案十候已上廿候已下也、若無鮎者、申其由於藏人、随其処分、以他物進(之)、又若御精進者、預仰其由、以雜菜令進之、

という記述から、左右兵衛・左右衛門四衛府の官人が交替で毎日赴く職務と考えられる。延喜五年四月の日付のある『古今集』序文には、忠岑は「右衛門府生」と記されており、翌延喜六年も右衛門府生であったと考えられる。だとすると、延喜六年六月廿一日は癸卯の日、すなわちは右衛門府の担当の日であるから、忠岑が日次贄使として葛野川の贄殿に赴いていたことが十分想像される。従って躬恒と忠岑が葛野川の贄殿でたまたま顔を合やすことは決して意外なことではなかったであろう。ただし、ここで注意しなければならないのは、躬恒の詠じた歌が別れを惜しむ内容になっていることである。もし、この歌の詠じられた延喜六年六月廿一日に、まだ『古今集』の編集作業が続けられていたとするなら、躬恒がこのような別れを惜しむ歌を詠むことは考えられない。躬恒が忠岑に惜別の歌を読みかけたということは、この時期既に『古今集』の編集作業は終了し、撰者達が日常的に顔を合やすことが無くなったことを意味するであろう。延喜六年六月廿一日に躬恒が忠岑に送った一首も、『古今集』の編纂が延喜五年に終わっていたことを示す一つの徴証となると思われる。⁽²²⁾

注

- (1) 『日本紀略』は、『新訂国史大系』に拠る。
 (2) 『河海抄』は、玉上琢彌編『紫明抄 河海抄』（角川書店、昭和43年）に拠る。
 (3) 『西宮記』は、『新訂故実叢書』に拠る。
 (4) 橋本不美男『王朝和歌資料と論考』（笠間書院、平成4年）第1部、第一章、後宮曲宴と和歌。
 (5) 『古今集』の本文は、『新編日本古典文学全集』に拠る。
 (6) 『貫之集』の本文は、『私家集大成 中古Ⅰ』所収、正保版本歌仙家集『貫之集』に拠る。
 (7) 村瀬敏夫『紀貫之伝の研究』（桜楓社、昭和56年）第二章、(6)
 (8) 所京子『平安朝「所・後院・俗別当」の研究』（勉誠出版、平成16年）第一章。
 (9) 同注7、第二章、(9)
 (10) 同注7、第二章、(5)
 (11) 小沢正夫『作者別古今和歌集』（明治書院、昭和50年）「古今集歌風の展開、一、読人しらす時代」では、「また本集の仮名序によれば、古歌は『万葉集』にないものだけを取めたようであるが、実際は必ずしもそうではない。もっとも、『万葉集』の詞句と一部分だけ類似する場合もあつて、どの程度まで似たものと同じ歌とするかを決めることは困難でもあるが、定家本だけでも、次の一三首などが『万葉集』との類似（傍線の歌は部分的に）が著しい。」として、一九二・二四七・四八九・四九二・五五一・六六七・七二〇・七五八・一〇七三・一〇八〇・一〇八二・一一〇七・一一〇八を挙げるが、一一〇七・一一〇八は墨減歌であり、傍線が施された歌は『万葉集』に収められた歌とは認定し得ないことから、『古今集』に収められた『万葉集』の歌は、五首と考えられる。
 (12) 白田甚五郎「凡河内躬恒」（學燈社、『国文学』昭和32年6月）
 (13) 同注7、第二章、(8)
 (14) 同注7、第二章、(13)
 (15) 目崎徳衛『紀貫之』（吉川弘文館、昭和36年）二 貫之の壮時 2

- (16) 同注7、第二章、(12)
 (17) 『本朝文粹』は、『新日本古典文学大系』に拠る。
 (18) 同注7、第二章、(12)
 (19) 同注7、第二章、(12)
 (20) 同注7、第三章、(1)
 (21) 『躬恒集』の本文は、『私家集大成 中古Ⅰ』所収、西本願寺本『躬恒集』に拠る。
 (22) 『拾芥抄』は、『新訂故実叢書』に拠る。
 (23) 同注7、第二章、(15)